

第14回秋田市バリアフリー協議会による意見および対応一覧

開催日 令和4年2月8日～令和4年2月15日
出席者 秋田市バリアフリー協議会委員19名中18名

番号	意見の要旨	市の考え・対応
1	【資料2】白紙ページ(P8、P32、P67、P73、P77)に該当する資料はあるか。	・白紙ページは計画書の体裁となった際に章の始まりが見開きの右側のページにくるよう調整しているページになります。計画書に製本する際は本マスタープランに関する写真等を挿入する予定です。
2	【資料2】P19「各移動手段の利用頻度について」のグラフとP20「主要な施設の利用頻度」のグラフについて、掲載してある凡例の口が、あまりに小さすぎて色が認知しにくいので、修正した方がよい。バリアフリーに関する資料だからこそ、表記も内容もバリアフリーに気を付けたい。	・ご意見を踏まえ、P13、P16、P19、P20、P23、P27に掲載しているグラフの凡例を修正しました。
3	【資料2】P29関係団体ヒアリング調査結果について、コロナ関連について記載されていないが、設問項目「新型コロナウイルスの長期化・感染拡大により困ったこと」に問う項目があればよかったですのではないかと。	・ヒアリング調査を実施した段階(令和2年12月)では、新型コロナウイルスの影響が、現在に至るまで長期化することが予測できてはなかったことから、新型コロナウイルスに関する内容に関しては設問項目に含めておりませんでした。 ・いただいたご意見につきましては、今後のヒアリング調査やアンケート調査を行う際の参考とさせていただきます。
4	【資料2】P34に基本方針、P35からは取り組み方針がうたわれ、施設内のバリアフリー化だけでなくバリアフリー経路のネットワーク化、さらに道路からの連続的・一体的なバリアフリー経路の確保が記されている。また、P74、75では届出制度を設けてバリアフリー化の実効性を担保しており、どの項目の内容も大変望ましいことと思う。 ただ、どの項目も具体的には「施設」と「道路」の関係における出入り口のバリアフリー化に問題が収束しており、「施設」と「施設」の関係性は取り上げられていない。P30にあるような市立総合病院最寄りのバス停と病院入り口の位置関係(この場合は病院経営者としての秋田市とバス事業者の関係)のバリアフリー化、また【資料1】P3 提出者1、番号4の意見のように、跨線橋や鉄道からバスへの乗り継ぎの経路など、道路を挟まない事業者どうし(この場合は鉄道事業者とバス事業者)の関係性にも多くのバリアが存在するので、この問題を解決する手立てを示す必要がある。	・生活関連施設間等のバリアフリー化については、基本方針1で示しております。 ・事業者間の協議については、令和2年度のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等が旅客の乗継円滑化のための相互協力を努め、他の公共交通事業者等から協議があった際は、応諾が義務化されるなど、規定が整備されてきております。 ・こうしたことから、今後、事業者間における協議機会は増加していくものと想定しており、本市においても、マスタープランを運用していく中で、関係者間での機運の醸成を図り、自発的な協議が進められるよう努めてまいります。 ・また、基本方針4で示しているとおり、バリアフリー協議会を継続して実施する中で、実利用者の意見を把握し、効果的な取組の提案や見直し等に繋げていくことにしております。
5	【資料2】P35「3 秋田市における取組方針 基本方針1 適切な維持、改修の実施」について、新造するときは熱心でも、当初の志と形を維持するのは公共の土木においては、なかなか難しいものだと思う。一例としてきらら図書館明德館を挙げると、以前からタイルの剥離や地盤沈下の影響で出入口に段差ができていたが、維持、改修が行われず、さらに経路となる前庭を単なる空き地として駐車場にあてがうなど、「当初の配慮と形」が忘れられ、損なわれており、弱い立場の人々には危険な状態である。同じ設計者で同年に造られた酒田市の土門拳記念館との差は、「心のバリアフリー」と「維持、改修」という「配慮の思想」の欠如が根底にあると思う。その点で、基本方針に「維持、改修」をうたったのは、大変すばらしいと思う。	・本会議で示しました「秋田市バリアフリーマスタープラン(案)」のとおり、記載させていただきます。

番号	意見の要旨	市の考え・対応																														
6	【資料2】P45生活関連施設設定基準一覧について、コンビニ、専修学校および各種学校は対象外なのか。	・生活関連施設については、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省)」の内容を参考に、福祉や子育て系の施設以外は、「広域的な利用や常に多数の来訪者が想定される施設」という点に主眼を置き設定していることから、コンビニや、生活関連施設へ設定している小学校、中学校、高等学校、大学以外の専修学校等の学校施設については設定しなかったものです。																														
7	<p>【資料2】P52～P65の資料を基に「生活関連施設数」集計を設けてほしい。</p> <p>【例】</p> <table border="1" data-bbox="409 485 1389 762"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>秋田駅 周辺地区</th> <th>土崎駅 周辺地区</th> <th>新屋駅 周辺地区</th> <th>市立病院・山王宮 公庁周辺地区</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客施設</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>官公庁施設</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>106</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>55</td> <td>209</td> </tr> </tbody> </table>	区分	秋田駅 周辺地区	土崎駅 周辺地区	新屋駅 周辺地区	市立病院・山王宮 公庁周辺地区	計	旅客施設	1	1	1	0	3	官公庁施設	4	4	2	9	19	⋮						計	106	28	20	55	209	・ご意見を踏まえ、白紙ページとなっている P67(第4章の最終ページ)に参考として生活関連施設の集計を記載します。
区分	秋田駅 周辺地区	土崎駅 周辺地区	新屋駅 周辺地区	市立病院・山王宮 公庁周辺地区	計																											
旅客施設	1	1	1	0	3																											
官公庁施設	4	4	2	9	19																											
⋮																																
計	106	28	20	55	209																											
8	<p>【資料2】P70 交通事業者 JR・・・サービス介助士資格取得状況は？ 秋田県ハイヤー協会(資料に掲載されていないが)・・・高齢者・障がい者の特性を理解し、接客向上のためのUDタクシー研修を実施しているか。</p>	<p>・東日本旅客鉄道株式会社秋田支社では、全社員のうち6割程度の職員がサービス介助士の資格を取得しております。(東日本旅客鉄道株式会社秋田支社)</p> <p>・ユニバーサルドライバー研修については、協会の事業計画にあるもののコロナ禍のため対面研修ができない状況にあります。なお、新たにタクシー業界で採用された乗務員は、新人運転者講習の【接遇講習】で「高齢者・障害者の特性と安全な運送」を受講しています。(秋田県ハイヤー協会)</p>																														
9	【資料2】P70「(2)事業者の役割・取組」・P72「その他の関連する取組」のいずれかで、当タクシー業界が導入している「福祉(身体障害者、知的障害者、精神障害者)割引」と「運転免許返納高齢者割引」(いずれも1割引)の記載は出来ないか？	<p>・P70「(2)事業者の役割・取組」に関しては、「心のバリアフリー」の推進に向けた事業者の役割・取組を記載しております。また、P72「2-2. その他の関連する取組」では、「心のバリアフリー」の推進に向けた取組とは異なる部分で、秋田市が実施しているソフト面での主な取組を記載しております。</p> <p>・そのため、既存の項目内では、当該事業を記載することは適当ではないため、別添のとおり、現在白紙ページとなっている P73において、参考として当該事業を紹介いたします。</p> <p>・また、併せて同じように障害者手帳等の保有者に対する割引制度を実施している東日本旅客鉄道株式会社や秋田中央交通株式会社の取組についても、別添のとおり紹介いたします。</p>																														
10	【資料2】P71に「バリアフリー教室の実施」(秋田市)とあり、「秋田運輸支局等の各団体や交通事業者」との説明がなされているが、バリアフリー教室には、秋田県バス協会と秋田県ハイヤー協会並びにバス事業者・タクシー事業者がお手伝いしている旨を明記出来ないか？	<p>・ご意見を踏まえ、資料2 P71内の記載を以下のとおり記載を修正します。</p> <p>【秋田市社会福祉協議会、国土交通省東北運輸局秋田運輸支局等の各団体や交通事業者と連携を図りながら、・・・】→【秋田市社会福祉協議会、秋田市身体障害者協会、国土交通省東北運輸局秋田運輸支局、秋田中央交通・秋田県バス協会および秋田県ハイヤー協会等と連携を図りながら、・・・】</p>																														
11	【資料2】P76および【資料3】最終ページに記載しているPDCAサイクルの概念図中のC(Check)について、点検の視点も加筆必要ではないか。点検・評価	<p>・P76に記載のとおり、計画の評価・見直しにあたっては、社会情勢の変化や取組みの状況などを確認することとしており、PDCAサイクルにおけるC(Check)を評価と表現しておりますが、その中には確認や点検といった視点も含めています。</p> <p>・なお、P76に、確認や点検の手法として、アンケート調査や関係者団体等へのヒアリング調査の実施を挙げられており、バリアフリー協議会において、その結果を共有し、効果的なバリアフリー化の促進につなげてまいります。</p>																														

番号	意見の要旨	市の考え・対応
12	【資料3】目標年次について、以下のとおり修正した方が良いのでは。 令和14年→2032(令和14)年	・市民に伝わりやすい概要版とするため、ご意見のとおり修正しました。
13	【資料3】移動等円滑化促進地区の区域図新屋駅周辺地区について、施設名の文字を四角い枠で囲っているが、「雄物川」は施設ではないので四角い枠を外した方が良いのでは。	・ご意見のとおり修正しました。
14	【資料3】項番が重複しているため、以下のとおり項番を繰り下げるべき。 5→6 心のバリアフリー 6→7 マスタープランの推進体制 7→8 マスタープランの評価・見直し	・ご指摘いただいたとおり、修正しました。

Topic 身体障害者手帳等保有者に対する主な割引制度 (令和4年3月時点)

各事業者において、身体障害者手帳等を保有するかたに対し、様々な割引制度を実施しています。詳細については、各事業者にお問合せください。

◆JR 運賃の割引 (JR)

割引のお申し出の際は、身体障害者手帳もしくは療育手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載があるもの)が必要となります。

対象	割引乗車券類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	
第1種障がい者とその介護者 又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	50%	
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合

お問合せ先:JR 東日本お問合せセンター TEL 050-2016-1600

◆バス運賃の割引 (秋田県バス協会)

バスを降りる際に手帳を提示することにより、運賃が割引となります。

*身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかた

	第1種身体障害児(者)又は療育手帳Aをお持ちのかた	12歳未満の第2種身体障害児又は療育手帳Bをお持ちのかた	12歳以上の第2種身体障害児(者)又は療育手帳Bをお持ちのかた
割引対象者	本人および介護者	本人および介護者	本人
路線バス	割引率:50%		

*精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

	精神障害者保健福祉手帳
割引対象者	本人
路線バス	割引率:50%

お問合せ先:秋田中央交通株式会社 TEL 018-823-4411

◆タクシー運賃の割引 (タクシー事業者)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがタクシーに乗車したときに手帳を提示することで運賃が1割引になります。

また、秋田県警察等と協力し、運転免許を返納して「運転経歴証明書」を取得した65歳以上の高齢者が、買物や通院などで外出しやすい生活環境をつくるため、「運転免許返納高齢者割引タクシー制度」を実施しています。タクシー利用時に「運転経歴証明書」を提示していただくと、乗車運賃が1割引となります。

お問合せ先:(一社)秋田県ハイヤー協会 TEL 018-864-1351